

(別表9)

修繕項目と費用負担

入居契約書第21条3項に規定する居室内における軽微な修繕について、その修繕項目とその費用負担は下記のとおりです。

修繕項目	ホームの費用負担	入居者の費用負担
1. 電球、蛍光灯の取替え	○	
2. 給水栓の取替え	○	
3. 排水栓の取替え	○	
4. その他軽微な修繕	要相談	要相談

- ◇ 入居者のご希望による造作や模様替えについて、当様式に準じて協議させていただきます。
承認願いを提出ください。
- ◇ 修繕の内容・項目によっては、全額費用負担をお願いする場合がございます。
- ◇ 退居時の居室の清掃及び修繕は、敷金を利用させていただきます。